

東濃 一 3

立入禁止区域

凡 例

	立 入 禁 止 区 域	色別・区域	期 間
1	レクリエーションの森、協定の森、共用林 野等、署長等が立入禁止とする場所	(青色) 	R 6.11.1 ～ R 7.3.31
2	販売(立木、副産物、分収育林) 請負(素材生産、造林、治山、林道等) 委託箇所(収穫調査、巡視、測定等) 直営箇所(収穫調査、巡視)	(太い黒色) 	R 6.11.1 ～ R 7.3.31

※有害駆除、個体数調整等で立入禁止区域で狩猟等を行いたい場合は、
該当森林管理署等へご相談下さい。

※この図面は、官行造林のみの立入禁止区域です。他の区域については「東濃-1」「東濃-2」をご確認ください。

